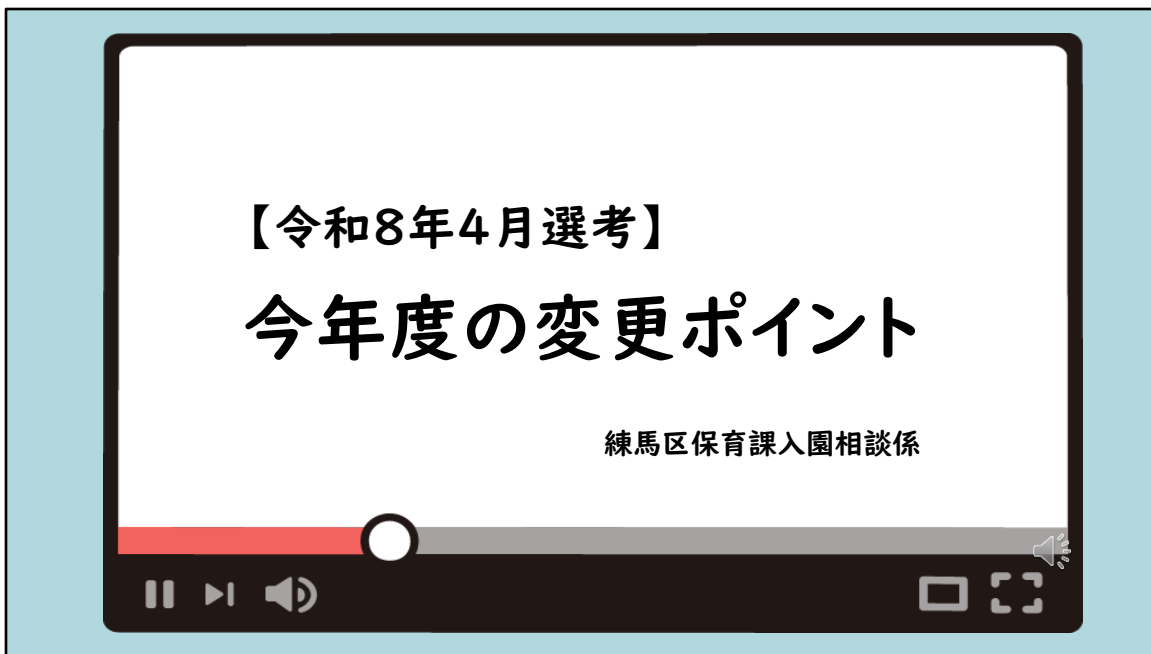




この動画では、令和8年4月選考に関する、今年度の変更ポイントについてご案内します。

目次



- 1 申込書の有効期間が「年度内」になります
- 2 紙の申請書類一式を「保育利用のご案内」に挟み込むのを止めます
- 3 SMS (ショートメッセージサービス) によりお知らせを送信します
- 4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました
- 5 第一子保育料の無償化が始まりました
- 6 マイナンバーの提出がオンラインでできるようになります 

標記のとおり、今年度はいくつか大きな変更がございます。

！ 申込書の有効期間が「年度内」になります



- 1 申請が年度内を通して有効になります

Ⅰ 申込書の有効期間が「年度内」になります

令和7年9月30日受理分まで
申込日の翌月から数えて6か月後の利用調整まで有効



令和7年10月1日受理分から
利用希望月と同一年度内の利用調整まで有効
(利用希望月と同一年度の2月入園の利用調整まで)



これまで申込書の有効期間を「申込日の翌月から数えて最長で6か月後の利用調整まで」としておりましたが、申込みを更新する手間や期限切れによる申込み忘れを防ぐため、令和7年10月1日受理分から、有効期間を「利用希望月と同一年度内の利用調整まで」に変更します。

Ⅰ 申込書の有効期間が「年度内」になります

申込日	利用希望月	有効期間
令和7年4月中	—	令和7年10月入園まで
令和7年5月中	—	令和7年11月入園まで
令和7年6月中	—	令和7年12月入園まで
令和7年7月中	—	令和8年1月入園まで
令和7年8月中	—	令和8年2月入園まで
令和7年9月中	—	令和8年2月入園まで
令和7年10月以降 (令和8年5月入園以降の申込みは令和8年2月24日(火)から受付開始)	令和7年11月入園	令和8年2月入園まで
	令和7年12月入園	
	令和8年1月入園	
	令和8年2月入園	令和9年2月入園まで
	令和8年4月入園～令和9年2月入園	

3月
は
利用
調整
を行
って
おり
ませ
ん

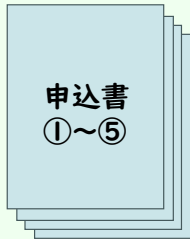
令和7年9月30日までに申込みをした方と、令和7年10月1日以降に申込みをした方で、有効期間の考え方が異なるのでご注意ください。
令和7年10月以降、提出された申込書の有効期間は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整までです。
なお、3月は利用調整を行っていないため、有効期間にも含まれません

！ 申込書の有効期間が「年度内」になります



有効期間の取扱い変更にあたっての注意点

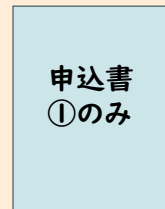
〈令和7年11月入園〉10月5日に提出



要件書類
『就労証明書』
等



〈令和8年4月1次入園〉
11月7日までに申込書①を提出



有効期間の取り扱い変更にあたっての注意点を説明します。

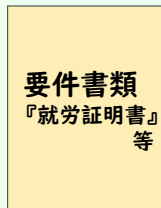
令和7年11月入園申込みを令和7年10月1日以降にしたとしても、令和8年4月1次利用調整にはかかりません。令和8年4月を利用希望月として記載した申込書①の提出が令和7年11月7日までに必要です。オンライン申請（推奨）であれば同時に申請することが可能です。

！ 申込書の有効期間が「年度内」になります

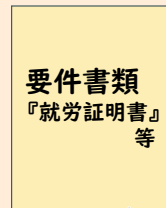
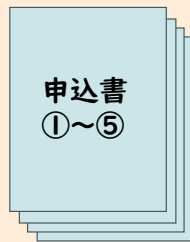


有効期間の取扱い変更にあたっての注意点

〈令和7年10月入園(すでに提出済)〉



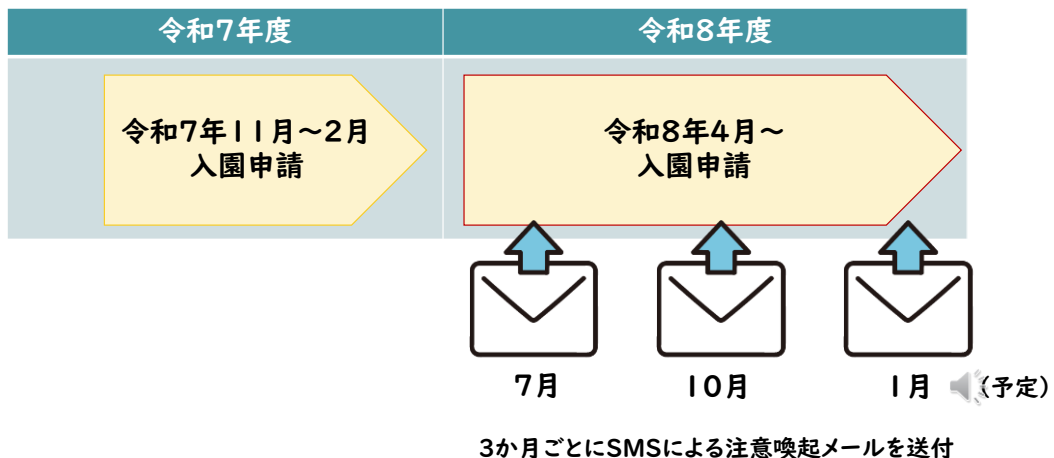
〈令和8年4月1次入園〉



令和7年11月から2月入園の申込みを令和7年9月30日までにしていた場合でも、令和8年4月1次申込用として、申込書①から⑤と要件書類等の一式の提出が必要です。

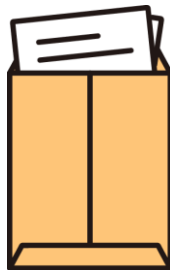
Ⅰ 申込書の有効期間が「年度内」になります

例：令和7年11月入園および令和8年4月入園を申し込んだ場合



続いて、有効期間中の内容変更手続きについて説明します。
家族や就労の状況、児童の状況等が申込み時と変わった場合、忘れずに変更届の手続きを行ってください。
また、入園や転園の必要がなくなった場合は、忘れずに申込みの取下げの手続きを行ってください。
なお、令和8年度以降、申込書に記載の電話番号へ、変更届や取下げ手続きに関する注意喚起のSMS（ショートメッセージサービス）を、3か月ごとにお送りします。送付は、7月、10月、1月を予定しています。

2 紙の申請書類一式を「保育利用のご案内」に挟み込むのを止めます



- 2 紙の申請書類一式を「保育利用のご案内」に挟み込むのを止めます。

2 紙の申請書類一式を「保育利用のご案内」に挟み込むのを止めます

これまで⇒「保育利用のご案内」に紙の申込書類一式を挟み込み

令和8年度保育利用のご案内から

⇒**挟み込みを止めます**

- ※原則、オンラインでの申請をお願いいたします。
- ※申込書類は、ホームページから印刷が可能です
(就労証明書の様式などもございます)
- ※書類送付用封筒は廃止になりました



これまですべての「保育利用のご案内」に紙の申込書類一式を挟み込んでいました。しかし、オンライン申請が全体申込みの70%を超えている状況を踏まえ、環境への配慮等から挟み込みを止めます。原則、オンラインでの申請へのご協力をお願いいたします。なお、紙の申込書類が必要な場合は、ホームページから印刷することが可能です。就労証明書の様式などもございますので、ぜひご活用ください。

また、書類送付用の封筒は廃止になりました。郵送での提出を希望する場合は、ご自身で封筒をご用意の上、送料をご負担いただきますようお願いいたします。

3 SMS（ショートメッセージサービス）により お知らせを送信します



3 SMS（ショートメッセージサービス）によりお知らせを送信します

3 SMS（ショートメッセージサービス）によりお知らせを送信します

これまで⇒電話連絡のみ

令和8年4月選考から⇒SMS（ショートメッセージサービス）を利用して保育課からお知らせを発信

SMSは「03-3993-1111（+81 3 3993 1111）」から発信されます



これまでの電話連絡に加えて、SMS（ショートメッセージサービス）を利用して、ご提出いただいた保育園の入所申込書類に関することや、在園しているお子さんがいる場合に提出が必要な書類に関することなどについて、対象者の携帯電話やスマートフォンに保育課からメッセージを送信します。SMSは「03-3993-1111から発信を行います。この電話番号は、画面上で+（プラス）81 3 3993 1111で表示されます。

4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました



4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました

4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました

②保育を必要とする状況を証明するための書類のうち、
自営業（予定を含む）の方が提出すべき書類

直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー
をご提出ください。



住所・氏名・収入の分かるページをコピーしてください。



こちらは、申込みに必要な書類のうち、②保育を必要とする状況を証明するための書類に関する変更点です。変更したのは、自営業者の方の提出書類についてです。

令和7年8月受理分から、自営業者の方に就労要件を適用するにあたっての条件を明確にしました。開業届を提出せずに行っている事業については、個人で事業を営んでいることの証明が困難なため、就労要件による指数を適用しません。その他、ご提出のあった開業届が古く、直近の事業の稼働状況が確認できない場合の対応等について整理しました。

まず、基本的には就労証明書に加えて、直近の確定申告書 第一・二表の控えのコピーをご提出ください。コピーは、住所・氏名・収入が分かるようにしてください。

4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました

②保育を必要とする状況を証明するための書類のうち、
自営業（予定を含む）の方が提出すべき書類



直近の確定申告の控えのコピーが提出できない場合
申込日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届、
営業許可証または履歴事項全部証明書のいずれかのコピー



もし、直近の確定申告書 第一・二表の控えのコピーが提出できないときは、
申込日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届、営業許可証ま
たは履歴事項全部証明書のいずれかのコピーをご提出ください。

4 自営業の方に対する「就労要件の適用条件」を明確にしました

②保育を必要とする状況を証明するための書類のうち、
自営業（予定を含む）の方が提出すべき書類



【申込日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届等がない場合】

過去に届出または証明された開業届等とともに申込日の前月1日以降の収入がわかる資料（契約書、請求書、領収証の控え）のコピー

注 役員の方で役員報酬を年末調整している場合は、直近の源泉徴収票のコピー 

また、もしも申込日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届等がない場合は、過去に届出または証明された開業届等とともに、申込日の前月1日以降の収入がわかる資料、例えば契約書、請求書、領収証の控えのコピーをご提出ください。

なお、役員の方で役員報酬を年末調整している場合は、直近の源泉徴収票のコピーをご提出ください。

これらの証明書の提出ができない場合は、就労の指数で算定できません。

5 第一子保育料の無償化が始まりました



5 第一子保育料の無償化が始まりました

5 第一子保育料の無償化が始まりました

令和7年9月以降、第一子の保育料も無償化



すべての児童の保育料が無料となりました

※延長保育料や園帽、行事費等の各園で独自に徴収している実費相当分は保護者負担となります。

※東京都外から通園される場合は、保育料が発生する可能性があります。詳細はお住まいの自治体にご確認ください。



※保育料無償化についての問い合わせ先

保育課保育認定係 03-5984-1479

令和7年9月以降、第一子の保育料も無償化され、すべての児童の保育料が無料となりました。

なお、延長保育料や園帽、行事費などの各園で独自に徴収している実費相当分は保護者負担となります。

また、東京都外から通園される場合は、保育料が発生する可能性があります。詳細はお住まいの自治体にご確認ください。

保育料無償化についての問い合わせ先は、保育課保育認定係です。

6 マイナンバーの提出がオンラインでできるようになります



6 マイナンバーの提出がオンラインでできるようになります

6 マイナンバーの提出がオンラインでできるようになります

申込書⑤「マイナンバー記入用紙」



マイナポータルを利用した電子申請「ぴったりサービス」から提出できます

※申込書⑤はLoGoフォームから提出することができません。ぴったりサービス、郵送、保育課窓口のいずれかでご提出ください。

※LoGoフォームでの申請が完了していれば、申込書⑤が未提出でも、入園申請は有効です。後日でも構いませんのでご提出をお願いします。

申込書⑤「マイナンバー記入用紙」を、マイナポータルを利用した電子申請「ぴったりサービス」から提出できます。

入園申請をオンラインで行う場合、区の公式ホームページからオンライン申請をLoGoフォームで入力してください。

申込み完了後、送信完了メールに記載された受付番号を利用し、マイナンバーを提出してください。

申込書⑤は保育園のオンライン申請を行う際に使用しているLoGoフォームから提出することができません。

ぴったりサービス、郵送または保育課窓口でご提出ください。

LoGoフォームでの申請が完了していれば、申込書⑤が未提出でも、入園申請は有効です。

後日でも構いませんのでご提出をお願いします。

以上で令和8年4月選考に関する、今年度の変更ポイントについての説明を終わります。